

鳥取市安全で安心なまちづくり表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳥取市安全で安心なまちづくり推進条例（平成17年条例第53号。以下「条例」という。）第15条に規定する表彰（以下「本表彰」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰基準)

第2条 犯罪を未然に防止し、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）の推進に特に貢献若しくは寄与した個人又は団体は、別表の表彰基準に基づき表彰するものとする。

2 本表彰の対象者は、安全で安心なまちづくり功労者表彰推薦書（様式第1号又は様式第2号）により推薦のあった者とする。

(表彰)

第3条 本表彰は、表彰状に記念品を添えて行うものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、本表彰について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月18日から施行する。

別表（第2条関係）

表彰種別	表 彰 基 準
1 個人	<p>(1) 安全で安心なまちづくりに関する活動を行い、当該活動が次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 原則として5年以上継続して行われ、かつ、今後も活動の継続が見込まれるもの。</p> <p>イ アのほか、特に顕著な功績があると認められるもの。</p> <p>(2) 人格円満で他の模範と認められること。</p> <p>(3) 過去3年間に刑事処分、行政処分等を受けたことがないこと。また市税の納付状況について滞納がある者については、表彰者から外すものとし、完納後、表彰対象者とする。これについては、自己申告書（様式第3号）によって判断するものとする。</p> <p>(4) 常勤の一般職及び特別職の市職員については、退職者のみ表彰対象とする。</p>
2 団体	<p>安全で安心なまちづくりに関する活動を行い、当該活動が次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 原則として5年以上継続して行われ、かつ、今後も活動の継続が見込まれるもの。</p> <p>(2) (1) のほか、特に顕著な功績があると認められるもの。</p>

様式第1号（第2条関係）

安全で安心なまちづくり功労者表彰 推薦書

種 別	個 人	
(ふりがな)	-----	
氏 名		
生年月日	明・大・昭・平	年 月 日生（満 歳）
現住所		
職業(役職)		
功績事項	1 概要 2 具体的内容	
防犯等 表彰履歴 (表彰名・年月日)		
人格円満で 他の模範と 認められる 具体的事項		
上記のとおり推薦します。 年 月 日 (推薦者名)		
⑩		
鳥取市長 様		

様式第2号（第2条関係）

安全で安心なまちづくり功労者表彰 推薦書

種 別	団 体	
(ふりがな)		
団 体 名		
代表者氏名 及び職名		
所 在 地		
設立年月日	年	月 日
構成員及び 人員・体制		
組 織 図	別紙のとおり	
沿 革		
活 動 状 況 及 び 功 績 事 項	1 活動状況 2 功績事項 (1) 概要 (2) 具体的内容	
防 犯 等 表 彰 履 歴 (表彰名・年月日)		
上記のとおり推薦します。 <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(推薦者名)</p> <p style="text-align: right;">⑩</p>		
鳥 取 市 長 様		

自己申告書

1 刑事処分の有無（道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反による罰金刑を含む。）

有 ・ 無 （いずれかを○で囲む）

2 破産宣告又は破産手続き開始決定の有無

有 ・ 無 （いずれかを○で囲む）

3 その他行政処分の有無

有 ・ 無 （いずれかを○で囲む）

4 市税等滞納の有無

有 ・ 無 （いずれかを○で囲む）

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

（住 所）

（氏 名）

（生年月日）

鳥取市長 様